

# 造林事業電子計算要領

昭和51年10月 7日付け造発第201号  
最終改正 令和4年4月1日森第14号

森林環境保全造林事業及び農山漁村地域造林事業の補助金等の額の算出及び関係統計資料等の作成を正確かつ迅速に行うため、補助申請の内容を電子計算システム（以下「電算システム」という。）により処理する場合に必要な事項は、この要領の定めるところによる。

## 第1 補助申請データの作成

補助申請データの作成については、「島根県造林補助金サブシステムの使い方」によるほか、次によるものとする。

### 1 申請番号

#### (1) 申請番号の設定について

申請番号は、2桁の申請者コード（別表）及び補助金査定単位ごとの3桁の番号から構成される5桁の番号とし、同一年度内で重複しないものとする。

#### 申請番号の設定例

申請者	申請番号	事業細目
(公社) 島根県林業公社	20001	除伐
	20002	枝打ち
	20003	間伐 20

#### (2) 申請枝番の設定について

間伐及び更新伐の補助申請にあたり、当該施業の事業規模要件を満たすため、複数の査定単位により1申請を構成する場合は、申請単位で共通の申請番号を付し、査定単位ごとに申請枝番を付すこととする。

#### 申請枝番の設定例

申請者	申請番号	申請枝番	事業細目	面積	材積
(公社) 島根県林業公社	20004	1	間伐 20	2.00ha	40m <sup>3</sup>
	20004	2	間伐 10	2.00ha	20m <sup>3</sup>
	20004	3	間伐 10 未満	1.00ha	0m <sup>3</sup>
計				5.00ha	60m <sup>3</sup>

#### (3) 森林作業道等の補助申請にあたり、当該施業と一体的に実施する施業を造林事業で補助申請する場合は、その一体性が明確となるよう、各査定単位に共通の申請番号を付し、査定単位ごとに申請枝番を付すこととする。

## 申請枝番の設定例

申請者	申請番号	申請枝番	事業細目	
(公社) 島根県 林業公社	20005	1	間伐 30	} 一体的に実施する施業
	20005	2	枝打ち	
	20006	1	間伐 50	} 一体的に実施する施業
	20006	2	森林作業道	
	20007	1	地拵え	} 一体的に実施する施業
	20007	2	人工造林（地拵抜き）	

## 2 補助対象面積について

### (1) 実面積について

補助対象面積は実面積とする。

実面積は小数第3位以下を切り捨て、小数第2位止めとする。

### (2) 区域面積について

事業細目が被害跡地、雪起こし及び倒木起こしの場合にあっては、当該施業の実作業面積を包括する区域面積を実測し、区域面積及び被害率等から実面積を算定することとする。

区域面積は小数第3位以下を切り捨て、小数第2位止めとする。

### 区域面積から実面積を算定する場合の例

事業細目	①区域面積	②植栽本数	③被害率または本数率	④実面積
被害跡地	0.90ha	-	被害率：35%	0.31ha
	算出方法：④ = ① × ③			※小数第3位切捨
雪起こし	1.10ha	2000本/ha	被害率：45%	0.49ha
	算出方法：④ = ① × (② × ③) / 2			※小数第3位切捨

## 第2 補助申請データの提出等

- 補助申請データは、隠岐支庁または農林水産振興センターまたは農林水産振興センター地域事務所（以下「事務所等」という。）ごとに取りまとめ電算システムに取り込む。
- 事務所等及び森林整備課は、電算システムに取り込まれた補助申請データの内容について確認を行う。
- 事務所等は、電算システムにより検査報告書・査定書（様式1-1、様式1-2、様式1-3）、交付決定及び確定通知（様式2-1、様式2-2、様式2-3）、造林補助金等支払通知書（様式3）、その他集計表等を作成する。
- その他、電算システムの操作等に必要な事項はその都度通知する。
- 適用期間  
この要領は平成31年度から適用する。  
この要領は令和4年度から適用する。





様式 3

支払い通知書

所 管	市町村	申請者	申請番号	事業主体	施 行 地	面積 (ha)	植栽本数 (本)	補助金・交付金 (円)

補助金・交付金から差し引いた金額 (円)					
森林保険料	事務手数料	苗木代	肥料代	その他資材代	計②

森林保険の状況		
保険・共済金額 (円)	期間 (年)	森林保険料 (円)

補助金・交付金 (円) ①	補助金・交付金から差し 引いた金額 (円) ②	支払金額 (円) ① - ②	備 考

貴殿の補助金・交付金が上記のとおり交付されましたので  
 { 払いますから本状と印鑑を持参の上 月 日までにお越し下さい。  
 貴殿の口座に 月 日振り込みましたから御通知します。

年 月 日 (印)

補助等条件

—省 略—

(注 島根県森林環境保全造林事業実施要領第5の5、島根県農山漁村地域造林事業実施要領第5の6に規定する補助金・交付金の交付条件を記載する)